

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第52号

### 主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和27年鳥取県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定種子生産ほ場等の指定)</p> <p>第2条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された生産振興課の長。以下同じ。）は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、様式第2号による標札を当該ほ場等に立てなければならない。</p> <p>(審査の実施方法)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(指定種子生産ほ場等の指定)</p> <p>第2条 知事は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定書を交付したときは、指定書の交付を受けた者の住所及び氏名又は名称を公示する。</p> <p>3 第1項の規定により指定書の交付を受けた者は、様式第2号による標札を当該ほ場等に立てなければならない。</p> <p>(審査の実施方法)</p>

第4条 法第4条の規定による審査は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期において、ほ場審査にあつては変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況につき、生産物審査にあつては発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度につき別に定める審査の基準及び方法により行う。

区分	審査時期		
	ほ場審査		生産物審査
	第1期	第2期	
稲	出穂期	糊熟期	毎年9月1日から翌年の1月末日まで
略			
大豆	開花期	成熟期	毎年11月1日から翌年の2月末日まで

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4条 法第4条の規定による審査は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる時期において、ほ場審査にあつては変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況につき、生産物審査にあつては発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度につき別に定める審査の基準及び方法により行う。

区分	審査時期		
	ほ場審査		生産物審査
	第1期	第2期	
稲	出穂期	糊熟期	毎年11月1日から12月末日まで
略			
大豆	開花期	成熟期	毎年11月1日から12月末日まで

(施行規定)

第6条 この規則に定めるものの外、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。